

## 教員免許状更新講習等特別手当支給基準

平成21年 4月10日学長裁定

平成21年11月19日改正

国立大学法人岡山大学職員給与規則第28条（教員免許状更新講習等特別手当）に定める教員免許状更新講習等特別手当は、この基準により支給する。

- 1 教員免許状更新講習等特別手当は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3第1項に定める免許状更新講習の講師となる職員に支給する。
- 2 前項により支給する手当の金額は、1時間当たり8,000円とする。
- 3 前々項のほか、独立行政法人日本学生支援機構から委託された事業で、日本留学試験実施委託契約書に基づき本学が実施する日本留学試験の実施協力者となる職員に支給する。
- 4 前項により支給する手当の金額は、下表の各区分に応じた金額とする。

担 当	試験当日の勤務区分	手 当 額
試験実務担当者	7：30～19：00	35,000円
〃	7：30～13：30	18,000円
監督者	8：30～18：30	25,000円
〃	8：30～13：00	13,000円
本部総括責任者	8：30～18：30	25,000円
〃	8：30～13：00	13,000円
看護師	8：30～17：30	20,000円
〃	8：30～12：30	11,000円
監督補助	8：30～18：30	15,000円
〃	8：30～13：00	8,000円
点検係	8：30～18：30	15,000円
〃	8：30～13：00	8,000円
案内係・本部連絡係・本部予備係	8：30～18：30	15,000円
〃	8：30～13：00	8,000円

- 5 この基準は、平成21年11月19日から施行し、平成21年11月1日から適用する。